

第17 誘導灯及び誘導標識

(令第26条, 則第28条の2, 則第28条の3, 平11 告示第2号, 平11.9.21 消防予第245号 [ガイドライン], 平21 省令93号, 平21 告示第21号)

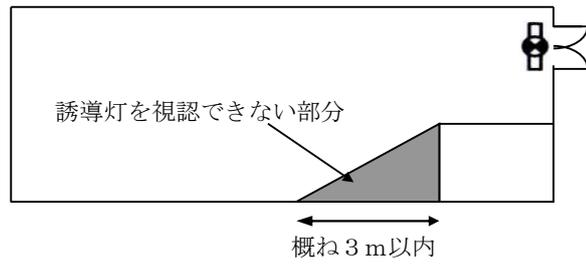
1 用語の定義

- (1) 「居室」とは, 建基法第2条第4号に定める執務, 作業, 集会, 娯楽, その他これらに類する目的のため継続的に使用する室のほか, 駐車場, 車庫, 機械室及び倉庫等これらに相当する室(継続的に使用することのない出入口が容易に見とおすことができる小規模な自動車車庫, 収納庫, 更衣室その他これらに相当する室を除く。)をいう。
- (2) 「避難口」とは, 則第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。
- (3) 「避難施設」とは, 避難階若しくは地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。), 直通階段の階段室, その付室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (4) 「容易に見とおしできる」とは, 建築物の構造, 什器等の設置による視認の障害がないことをいう。ただし, 出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても, 人が若干移動することにより(概ね3m程度)出入口や誘導灯を視認できる場合は, 見とおしできるものとする。
- (5) 「非常用の照明装置」とは, 建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり, 配線方式, 非常電源等を含め, 建基令の技術基準に適合していること。
- (6) 「通路」とは, 条例第35条から第38条に定める避難通路及び不特定多数の者の使用する避難経路となる居室内の通路のほか, 駐車場, 倉庫, 作業所等で人の通行のために設定された通路をいう。

2 避難口誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の運用

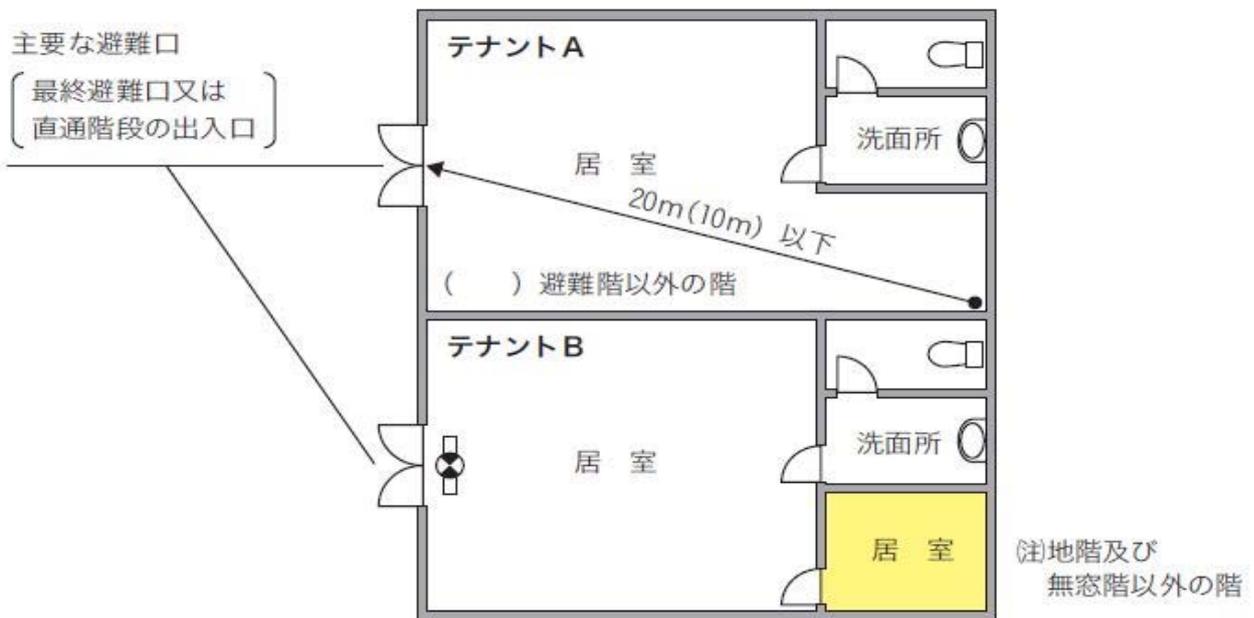
(1) 階段又は傾斜路以外の部分

- ア 設置免除の単位は「階」であるため, 免除要件の適合性は階ごとに判断するものであること。
- イ 地階(傾斜地等で避難階に該当するものを除く。)及び無窓階は, 免除要件の対象外であること。
- ウ 主要な避難口の視認性については, 居室の出入口からだけでなく, 居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。ただし, 人が若干移動する(概ね3m程度)ことにより出入口や誘導灯を視認できる場合を除く。



第17-1図

(容易に見とおし、かつ、識別することができる階の例)



第17-2図

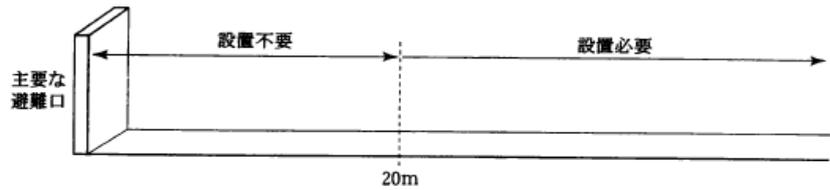
エ 避難口誘導灯の設置を要する階（則第28条の2第1項の規定に適合しない階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

オ 誘導灯及び誘導標識の免除要件に係る例図は、下記のとおりであること。
 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について
 (階段又は傾斜路以外の部分)

(ア) 則第28条の2第1項に定める避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

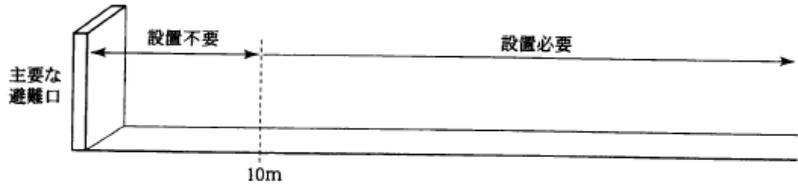
a 避難階（無窓階を除く。）の場合

* 地階であっても避難階の場合は該当する。

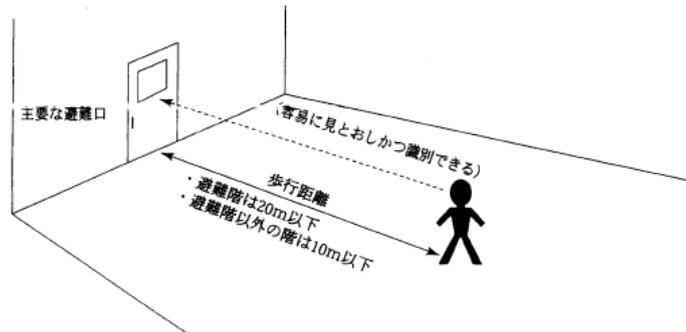


第17-3図

b 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合



第17-4図



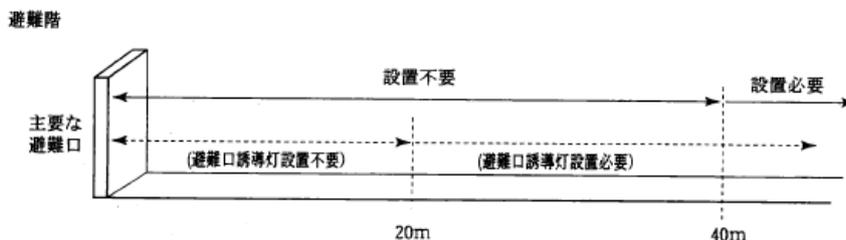
* 無窓階において、主要な避難口を見通し、かつ、識別することができるもので次の(a)、(b)のいずれかを満たす場合は避難口誘導灯の設置を免除することができる。

(a) 自動車車庫、倉庫で150㎡以下の場合（平2.4.13）

(b) 各部から主要な避難口までの歩行距離が概ね10m以下の場合（令6.4.1）

(イ) 則第28条の2第2項に定める通路誘導灯の設置を要しない防火対象物、又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

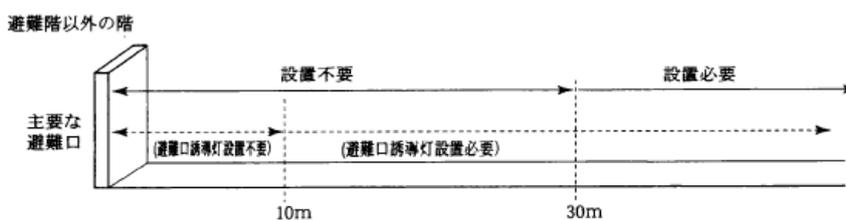
a 避難階（無窓階を除く。）の場合



※ ただし、C級にあつては15m、B級（避難の方向を示すシンボルのあるもの）にあつては20m、B級（避難の方向を示すシンボルのないもの）にあつては30m以下とする。

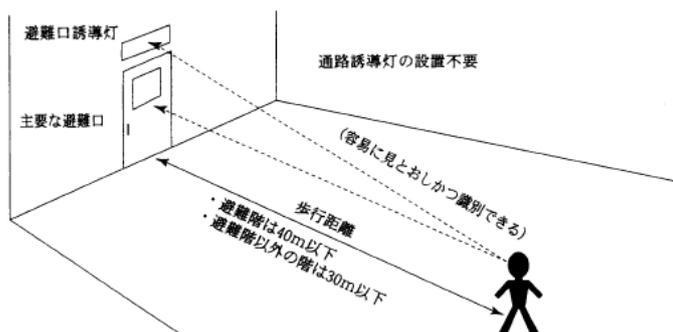
第17-5図

b 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

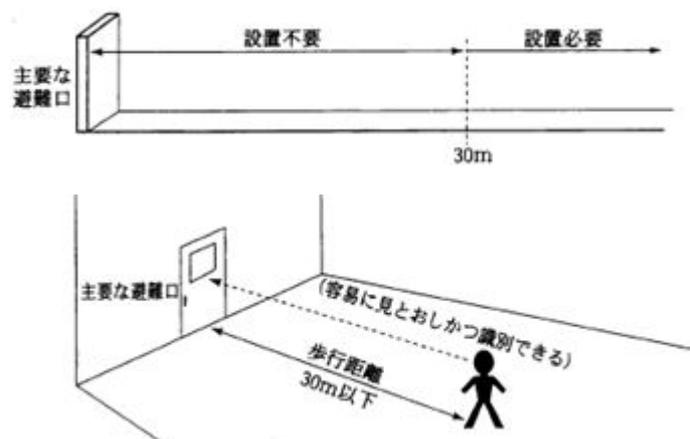


※ ただし、C級にあつては15m、B級（避難方向を示すシンボルのあるもの）にあつては20m以下とする。

第17-6図



(ウ) 則第28条の2第3項に定める誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。



※ 避難階にあつては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。

第17-7図

(3) 階段又は傾斜路に設けるもの

階段又は傾斜路のうち、通路誘導灯を免除する場合には、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の表示等が設けられていること。

3 誘導灯の設置・維持について

(1) 誘導灯の区分

ア 設置場所及び主な目的

第17-8表

区分	設置場所	主な目的	
避難口誘導灯	避難口 (その上部又は直近の避難上有効な箇所) *直近の避難上有効な箇所とは、避難口から概ね3m以内とする	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	・令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席 ・上記に掲げるほか客席を有するものには設置することが望ましい	避難上必要な床面照度の確保	

イ 表示面の縦寸法と表示面の明るさ (=表示面の平均輝度×面積)

第17-9表

区分	表示面の縦寸法(メートル)	表示面の明るさ(カンデラ)
避難口誘導灯	A級 0.4以上	50以上
	B級 0.2以上0.4未満	10以上
	C級 0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級 0.4以上	60以上
	B級 0.2以上0.4未満	13以上
	C級 0.1以上0.2未満	5以上

ウ 平均輝度の範囲

第17-10表

電源の別	区分	平均照度(カンデラ毎㎡)
常用電源	避難口誘導灯	A級 350以上 800未満
		B級 250以上 800未満
		C級 150以上 800未満
	通路誘導灯	A級 400以上 1000未満
		B級 350以上 1000未満
		C級 300以上 1000未満
非常電源	避難口誘導灯	100以上 300未満
	通路誘導灯	150以上 400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の(イ)又は(イ)に定める距離以下となる範囲であること。

(イ) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

第17-11表

区 分		距離(m)	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級*		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

* 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。

(告示第2号第5第1号(六)イただし書)

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離(単位 m)

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法(単位 m)

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第17-12表

区 分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

算定の例

区分：避難口誘導灯A級(避難の方向を示すシンボルなし)

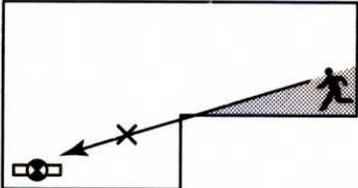
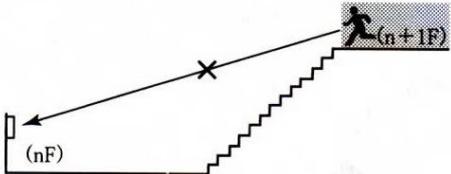
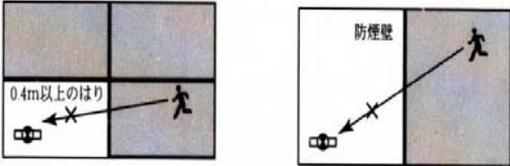
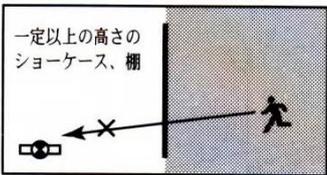
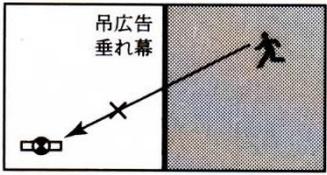
表示面縦寸法：0.5m

$$150 \times 0.5 = 75\text{m}$$

イ 前アにかかわらず、誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とされているが、その具体的な例図は、第17-13表のとおりであること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

第17-13表 誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

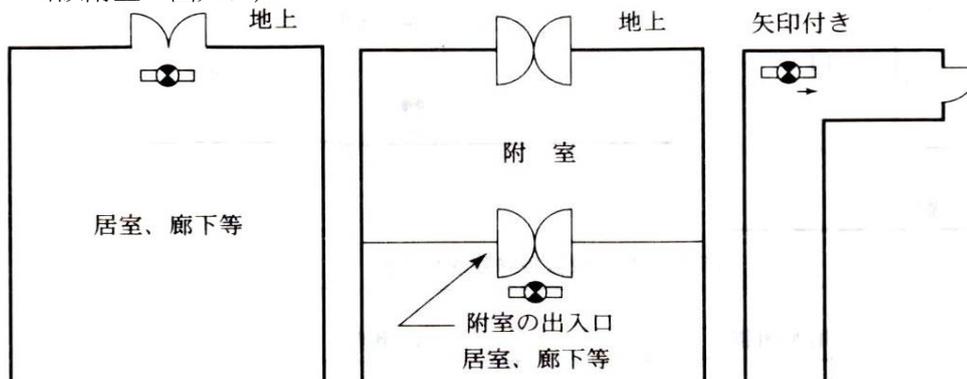
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備考
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合 ○防煙壁がある場合</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしがきかないものとする。</p>
<p>誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例</p>	<p>備考</p>
<p>○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合</p>  <p>○一定以上の高さの可動間仕切がある場合</p> 	<p>一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。</p>
<p>○吊広告、垂れ幕がある場合</p> 	<p>吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしがきかないものとする。</p> <p>吊り広告を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。</p>

(3) 誘導灯の設置位置等

誘導灯は、各階ごとに次に定めるところにより設置すること。

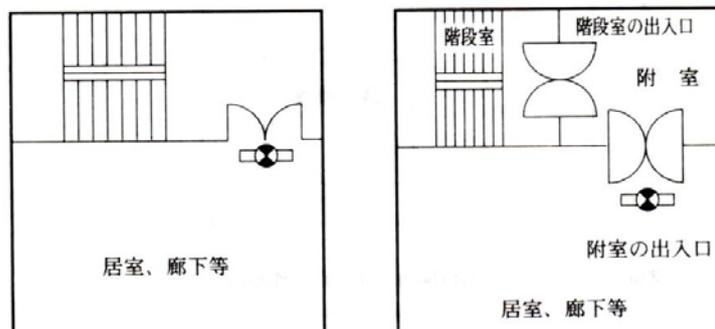
ア 避難口誘導灯の設置箇所（則第28条の3第3項第1号）

(ア) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）



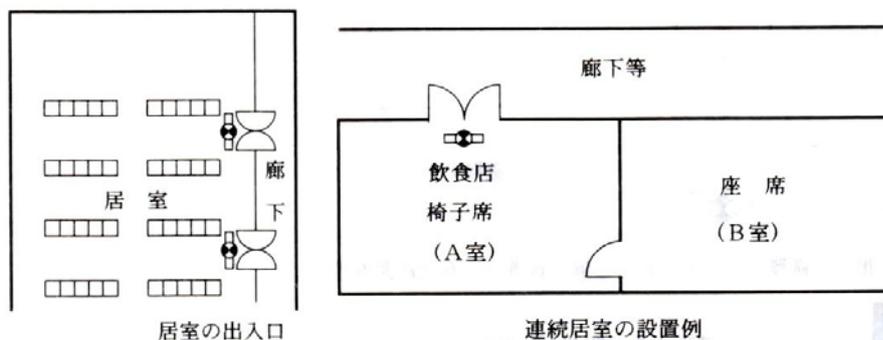
第17-14図

(イ) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）



第17-15図

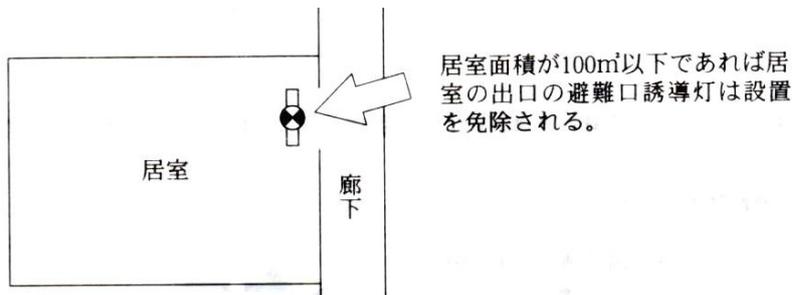
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める次のすべての要件に適合する居室の出入口を除く。）



第17-16図

【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】誘導灯告示第2

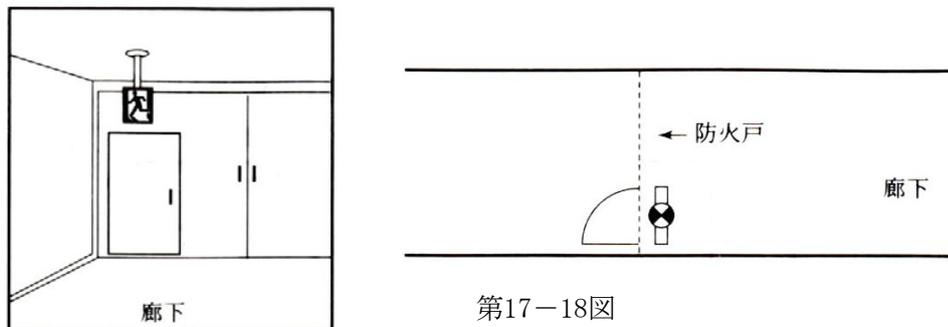
- ・室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
- ・当該居室の床面積は100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であること。



第17-17図

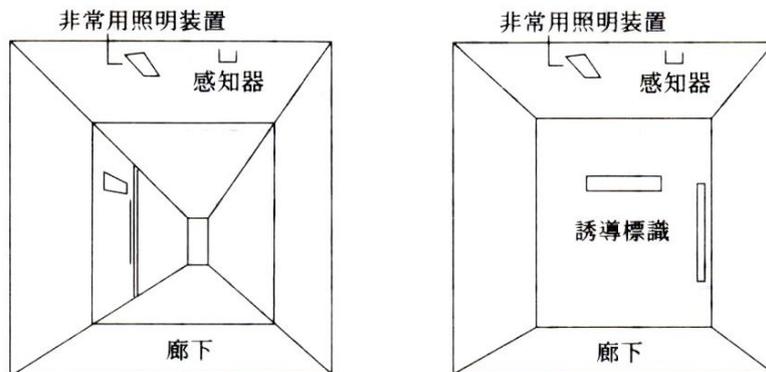
(エ) (ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度（当該防火戸の床面における照度が1ルクス以上）が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）

なお、ただし書きを適用する場合の通路誘導灯は、当該誘導標識に係わらず避難口誘導灯又は通路誘導灯の有効範囲内に存する必要があること。



第17-18図

避難口誘導灯の設置が除外される例



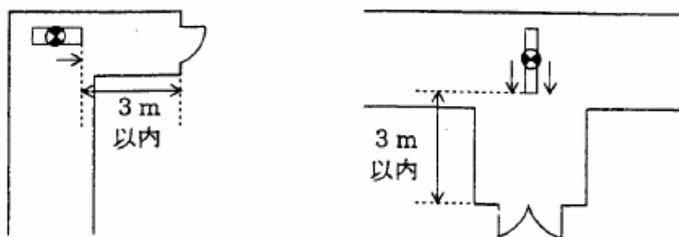
第17-19図

常時開放式防火戸（平常時）

常時開放式防火戸（作動時）

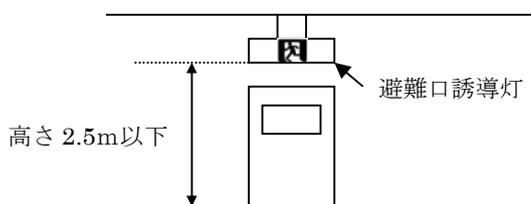
- (オ) 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口的位置を明示することができる箇所に設置すること。
- (カ) 表示面が避難口に平行となるように設置すること。ただし、廊下等から曲折して避難口に至る場合（避難口から概ね3m以内）、廊下の各部から避難口が認識しにくい場合（共同住宅等）は、矢印付のものを設置し、表示面が避難方向と対面するよう設けること。（C級を除く。）

*矢印付き



第17-20図

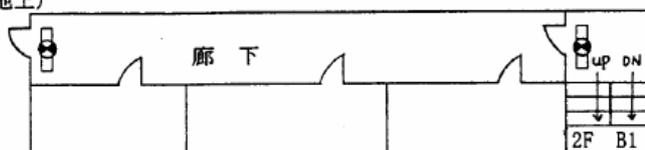
- (キ) 避難口誘導灯の取付高さは、気付きやすさ等を考慮して、床面から誘導灯下部までの高さが2.5m以下となるように設置することが望ましい。ただし、屋内展示場等で視認性を確保する場合はこの限りではない。■



第17-21図

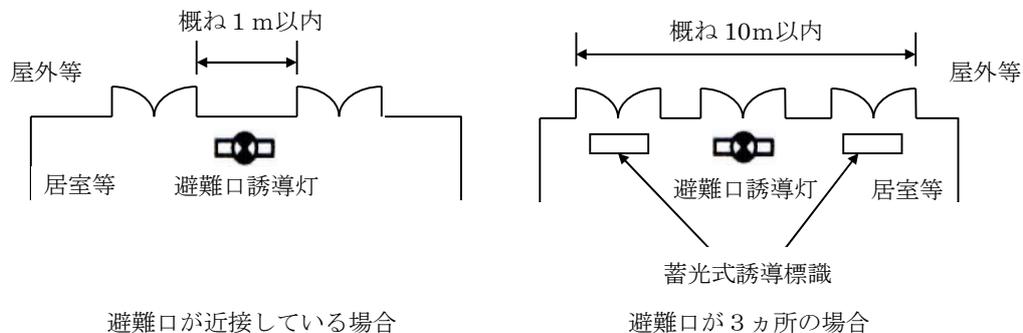
- (ク) エスカレーター区画内からの出入口は則第28条の3第3項第1号ハに該当するものとする。
- (ケ) 則28条の3第3項第1号に掲げるほか、全域放出方式の二酸化炭素消火設備及びガス系消火設備等を設けた防護区画からの出入口に誘導灯を設けること。■
- (コ) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口（地階又は中間階が無窓階により階単位で設置義務となる場合を含む。）には、設置すること。■

屋外（地上）



第17-22図

- (サ) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。
- (シ) 避難口が近接して2以上ある場合で、その位置の避難口に設けた避難口誘導灯により容易に識別することができる他の避難口については下図の要領でその設置を緩和できる。（他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること）

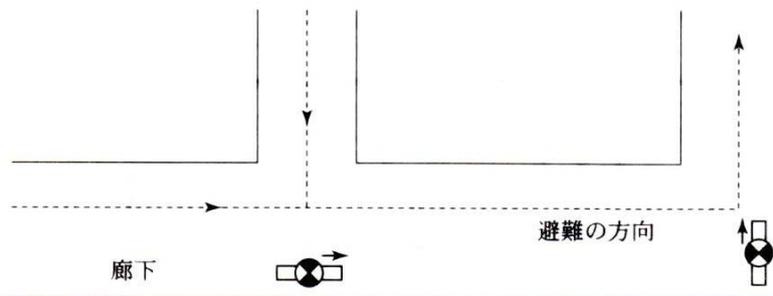


第17-23図

- (ス) 政令別表防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分については避難口誘導灯の設置を要しない。

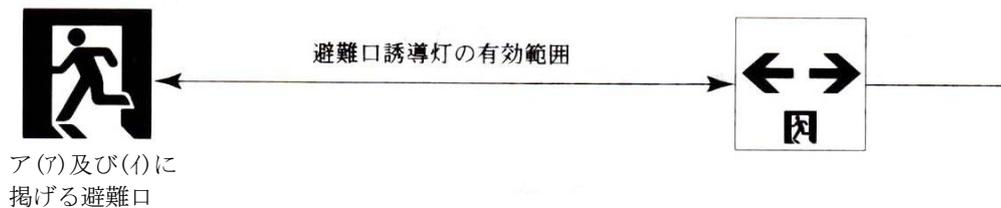
イ 通路誘導灯の設置箇所（則第28条の3第3項第2号）

- (ア) 曲り角



第17-24図

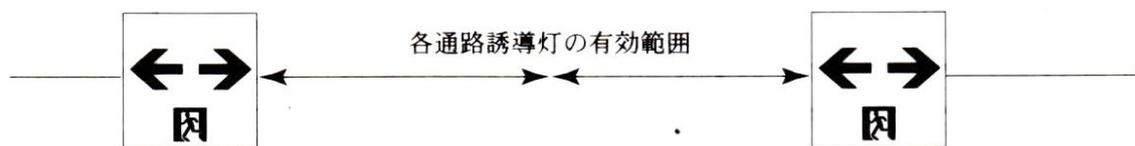
- (イ) ア(ア)及び(イ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所



第17-25図

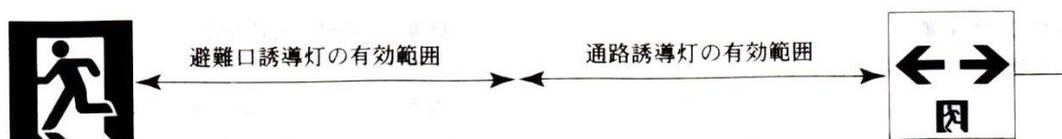
(ウ) (ア)及び(イ)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

a 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



第17-26図

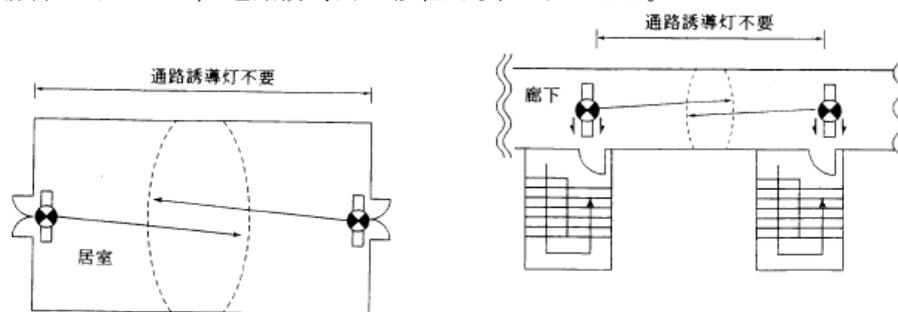
b 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



ア(ウ)及び(エ)に掲げる避難口

第17-27図

(エ) 則第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあっては、通路誘導灯の設置を要しないこと。

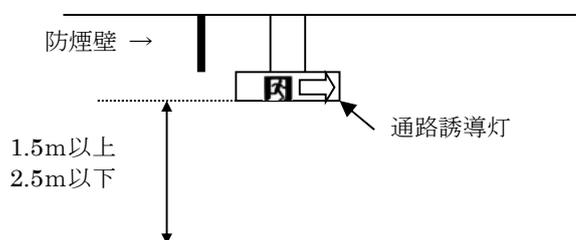


第17-28図

(オ) 床面に埋込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とするとともに、耐久性を十分考慮すること。

(カ) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。

- (キ) 通路誘導灯の取付高さは、気付きやすさ等を考慮して、床面から誘導灯下部までの高さが、2.5m以下となるように設置することが望ましい。■

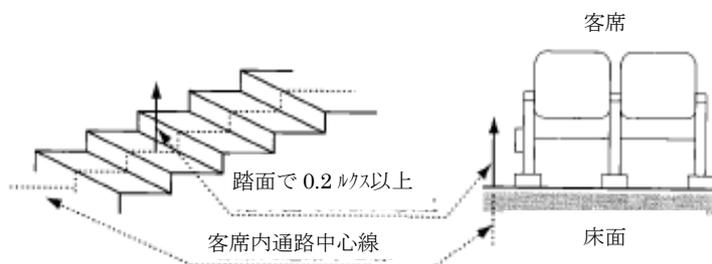


第17-29図

- (ク) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。
 (ケ) 壁に設置できない場合は床付けとする。(昭63.3.31)

ウ 客席誘導灯

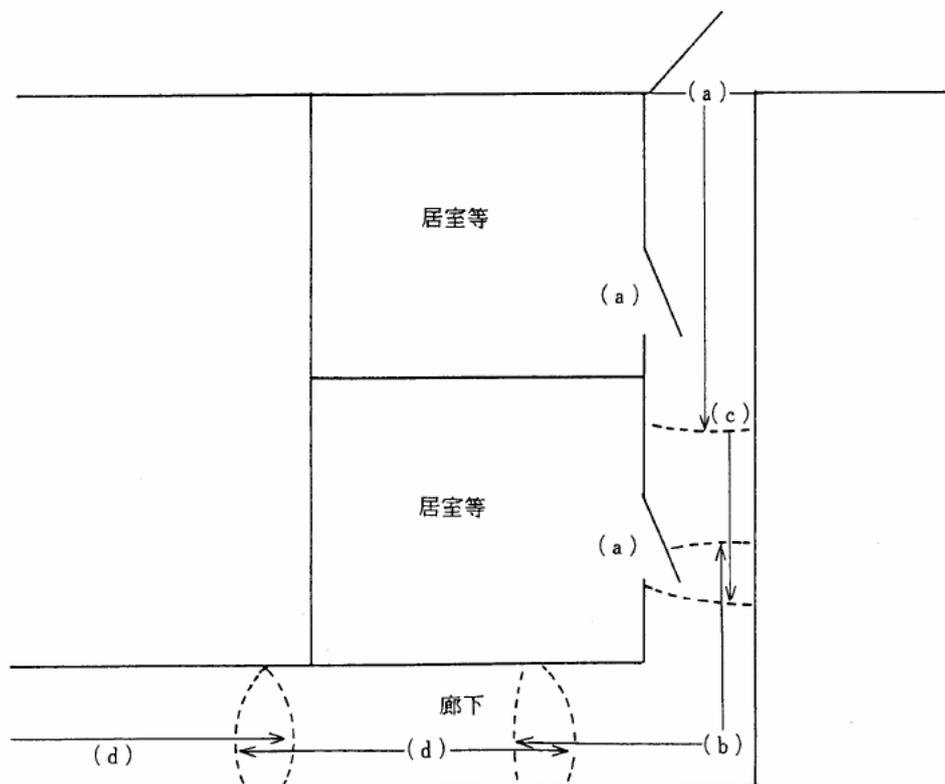
- (ア) 客席内の通路の床面における水平面について計った客席の照度が0.2ルクス以上となるように設けること。
 (イ) 床面からの高さは、原則として0.5m以下の箇所に設けること。
 (ウ) 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、避難上必要な床面照度を得られること。
 (エ) 客席を壁、床面等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において、避難上必要な床面照度を得られるよう設置すること。
 (オ) 客席誘導灯は避難上障害とならないように設置すること。
 (カ) 壁、床等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。



第17-30図

(4) 避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- ア 則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。(第17-31図(a))
- イ 曲り角に通路誘導灯を設ける。(第17-31図(b))
- ウ 主要な避難口(則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口)に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。(第17-31図(c))
- エ 廊下又は通路の各部分について、(a)から(c)までの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。(第17-31図(d))
- オ 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。



第17-31図

(5) 誘導灯の点灯・消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。

(ア) 当該防火対象物が無人である場合

(イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

(エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については9、誘導灯の点灯・消灯方法については10によること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、これらの例により消灯することとしてさしつかえないこと。

(6) 設置場所に応じた誘導灯の区分

第17-32表

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第1(10)項、(16)の2項又は(16)の3項に掲げる防火対象物 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの	○A級	○A級
	○B級 (表示面の明るさが20以上(BH形)のもの又は点滅機能を有するもの)	○B級 (表示面の明るさが25以上(BH形)のもの) ※ 廊下に設置する場合であつて、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級	○A級
	○B級	○B級
	○C級	○C級

* 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること（則第28条の3第4項第6号イ）。

* B級にあつては、さらに細分化されていることに注意すること。

B級BH形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ以上、通路誘導灯は25カンデラ以上のもの

B級BL形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ未満、通路誘導灯は25カンデラ未満のもの

(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 点滅機能又は音声誘導機能は、則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等については11によること。

ウ 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分には、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。■

エ 百貨店、ホテル、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分には、点滅機能を有する誘導灯を設置することが望ましい。■

(8) 誘導灯の構造及び性能

誘導灯は告示に適合すること。

4 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、令第26条第2項第5号及び第3項、則第28条の3第5項及び第6項並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導標識の区分

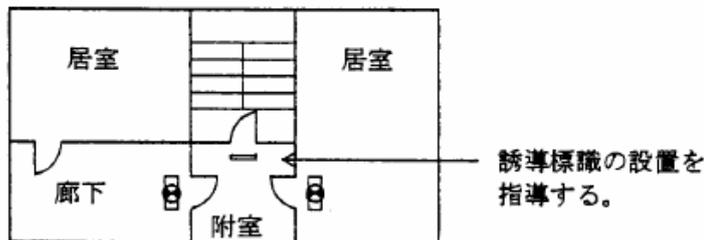
第17-33表

誘導標識	避難口誘導標識（避難口に設けるもの）
	通路誘導標識（廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に設けるもの）

(2) 誘導標識の設置位置等

ア 避難口誘導標識の設置にあつては避難口誘導灯の例により設けること。

イ 附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識を設置すること。■



第17-34図

ウ 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、次の箇所に設けること。

(ア) 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所

(イ) 曲がり角

エ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に設けること。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（令第26条第3項）。

オ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）を設けること。

カ 扉、床等に塗料を用いて、誘導標識に準じ表示したものにあっては、誘導標識とみなし取り扱うこと。

(3) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 床面に設けるものにあつては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものであること。

5 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

6 電源及び配線

(1) 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とし、途中に開閉器又は点滅器等を設けないこと。

(2) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないよう設置することが望ましい。ただし、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、各階段系統ごととすることができる。■

(3) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している配電盤又は分電盤若しくは各誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。

(4) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

(5) 専用回路の開閉器には、誘導灯用である旨の表示をすること。

7 非常電源

(1) 非常電源については、蓄電池設備によるものとし、その容量は誘導灯を有効に20分間稼働できる容量以上とすること。

(2) 次のいずれかに該当する大規模・高層等の防火対象物については、非常電源の容量を60分間以上とすること。

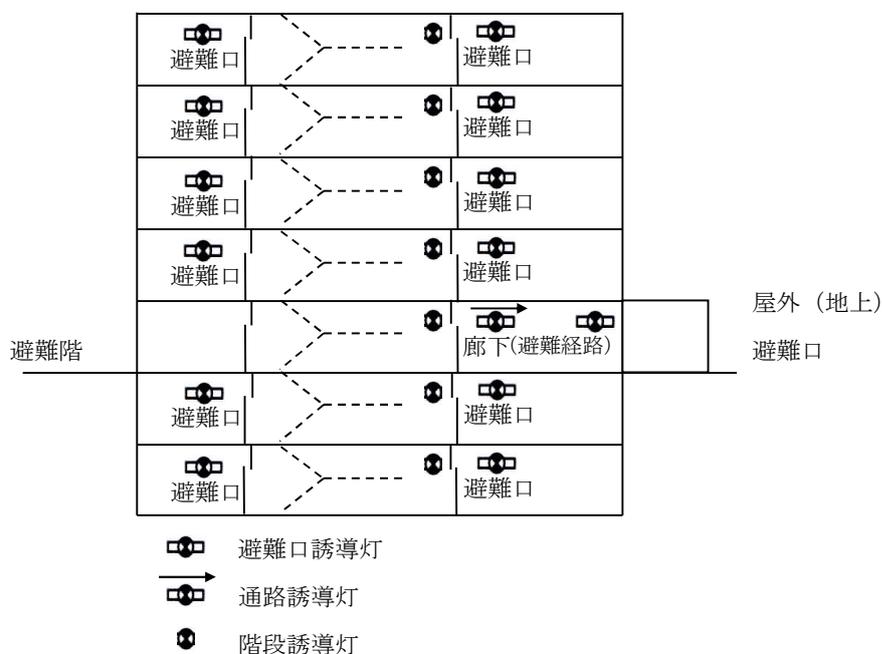
ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

(ア) 延べ面積50,000㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上

イ 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のもの

- (3) 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、次の場所であること。
- ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては当該附室の出入口）
 - イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
 - ウ 避難階の廊下及び通路（アの避難口に通ずるものに限る。）
 - エ 直通階段
- (4) 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。
- (5) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。



8 防火管理体制等

誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う防火対象物については、消防計画に次に掲げる事項を記載させ、適正な防火管理体制等を図ること。

- (1) 点滅又は音声誘導機能の起動・停止方法
- (2) 点灯・消灯方法

9 誘導灯の消灯対象

(1) 防火対象物が無人である場合

ア ここていう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

イ 無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

(2) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

ア 「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

イ 消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

(3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次票の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

第17－36表

用途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検中のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間中に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

(4) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

ア 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難通路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。

イ また、当該規定においては、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

10 誘導灯の点灯・消灯方法

(1) 消灯方法

ア 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。

イ 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごと一括して消灯する方式とすること。

ウ 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

(2) 点灯方法

ア 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

イ 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前9 誘導灯の消灯対象の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

第17-37図

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
当該防火対象物が無人である場所	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置等	

*1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

*2 なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(3) 配線等

ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電すること

ができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

11 点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

(1) 起動方法

ア 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。

イ 則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

(2) 停止方法

ア 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において当該要件に該当するケースとしては、直通階段（特別避難階段及び屋内避難階段等の部分を定める告示（昭和48年消防庁告示第10号）に規定する開口部を有する屋内階段を除く。）に設けられて煙感知器の作動により、当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。

イ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭60.9.30日 消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置・音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

12 点滅形誘導灯を設置指導することが望ましい対象物（参考）

平成12年宇都宮市条例第18号 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第2条第2号に規定する不特定かつ多数の者の利用に供する施設

別表第1

施設の種類	施設の規模
(1) 病院又は診療所	すべての規模
(2) 劇場, 観覧場, 映画館又は演劇場	当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上
(3) 集会場又は公会堂	すべての規模
(4) 展示場	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上
(5) 薬局	すべての規模
(6) 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上
(7) ホテル又は旅館	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上
(8) 老人福祉施設等の社会福祉施設	すべての規模
(9) 体育施設, ボーリング場又は遊技場その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上
(10) 博物館, 美術館又は図書館	すべての規模
(11) 公衆浴場	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上
(12) 飲食店	当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上
(13) 理容所, 美容所, クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上
(14) 銀行, 信用金庫その他これらに類する金融機関の店舗	すべての規模
(15) 公共交通機関の建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての規模
(16) 一般公共の用に供される自動車車庫	当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上
(17) 公衆便所	すべての規模
(18) 郵便局株式会社の営業所	すべての規模
(19) ガス事業, 電気事業, 電気通信事業の営業所又は事務所その他これらに類する公益上必要な建築物	すべての規模
(20) 官公庁の庁舎	すべての規模
(21) 学校	すべての規模
(22) 工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上。ただし, 見学のための施設を有するものは, すべての規模
(23) 事務所(第19号に規定する事務所を除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上
(24) 共同住宅	1棟が51戸以上
(25) 火葬場	すべての規模
(26) 冠婚葬祭施設	すべての規模
(27) 前各号(第24号を除く。)のそれぞれの施設の用途のうち2以上の異なる用途に供する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上

別表第2

19 警報装置及び避難設備	火災時の非常事態を知らせる警報装置又は火災等における避難設備を設ける場合においては, 当該警報装置又は避難設備は, 光, 音その他の方法により聴覚障害者及び視覚障害者等に非常事態を知らせることができるものとするよう努めること。
------------------	---

13 劇場等における誘導灯及び誘導標識の設置免除について

(平20.4.30消防予第105号)

- (1) 則第28条の2第2項に定める避難口誘導灯，誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除単位等は次のとおりである。

ア 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階であって，床面積500㎡以下で，かつ，客席の床面積が150㎡以下のものに限るものであること。

イ 設置免除の単位は「階」であり，当該避難階全体について令第26条第1項の誘導灯及び誘導標識，客席誘導灯の設置にかかる規定は適用されないものであること。

ウ 当該避難階からは無窓階は除かれないものであること。

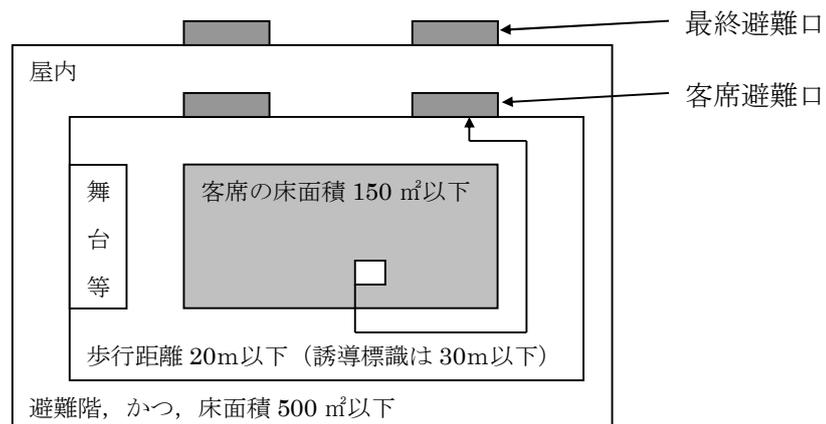
エ 客席は，観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分となり，立見席を設ける部分がある場合や，非固定式のいすを設ける部分がある場合にあっても，当該部分は客席の床面積に含まれるものであること。

- (2) 避難口誘導灯，誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件は次のアからウまでに該当するものであること。

ア 客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下同じ。）を2以上有すること。

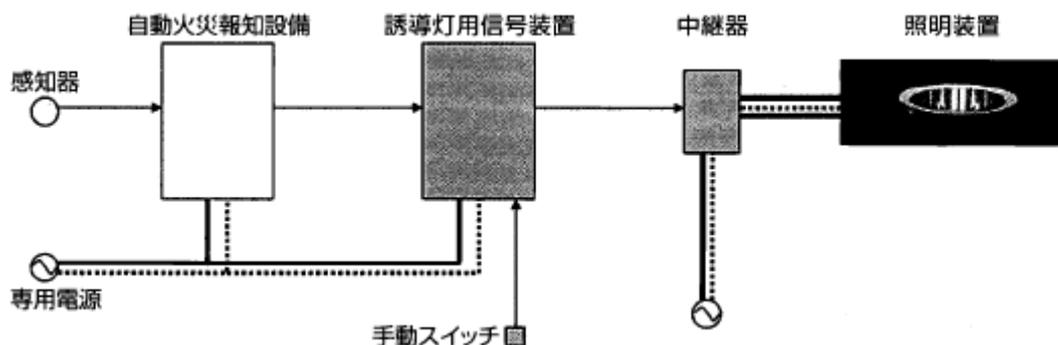
イ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし，かつ，識別することができ，客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が20m以下であること。（客席避難口は，通常の明るい状態において客席のすべての部分位置から容易に見とおし，かつ，判断できる位置に存すること。）

ウ すべての客席避難口に，火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器と連動して点灯し，かつ，手動により点灯することができるもので，非常電源が附置されているものに限る。以下同じ。）が設けられていること。（例 第17-38図）



最終避難口及び客席避難口への誘導灯（誘導標識）の設置が免除される場合

第17-38図



第17-39図

14 蓄光式誘導標識に係る運用細部について（平成22年8月4日予防課長）

(1) 個室型店舗に関する事項

ア 高輝度蓄光式誘導標識の設置に必要な照度等

個室型店舗（消防施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。）における、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の3第4項第3号の2ただし書の規定により、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合の「性能を維持するための照度」は、次のいずれかによること。なお、当該照度は通常の使用状態における照度をいい、常時の点灯を義務付けるものではない。

(ア) 設置場所における、誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年3月消防庁告示第2号。以下「告示」という。）第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」は、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表面において、100ミリカンデラ毎平方メートル以上の輝度となる照度であること。

(イ) 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識（認定品に限る）の設置箇所における照度は200ルクス以上であること。

イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識の細則

(ア) 床面から1メートル以下の壁に設置する場合は、高輝度蓄光式誘導標識の下端を基準とすること。

(イ) 高輝度蓄光式誘導標識は、通行、清掃、雨風等による磨耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、壁用以外の認定品を設置指導すること。ただし、認定品でないものにあつては、耐磨耗性や耐水性を有する材料で、当該性能が認定基準（別表）と同等であるものとする。

ウ 光を発する帯状の標示等を用いた同等の避難安全性を有する誘導表示

告示第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」は、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示す標示を行うもの等で、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における当該表面の輝度が、次式により求めた値以上を確保されたものとする。

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

L' : 当該標示の表面における輝度〔ミリカンデラ毎平方メートル〕

L : 2〔ミリカンデラ毎平方メートル〕

d' : 当該標示の幅〔ミリメートル〕

また、当該標示等を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう適切に設置するとともに、曲り角等の箇所には、高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示すること。

なお、式中のd'の幅は、通路の両側の標示の幅の合計ではなく、片側の標示の幅であること。

エ 個室型店舗における高輝度蓄光式誘導標識の設置例は、別紙1を参照すること。

(2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(1)から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室に関する事項

ア 規則第28条の2第1項第3号ハで定める高輝度蓄光式誘導標識の設置に関する技術上の基準の取扱いは、次によること。

(ア) 誘導灯等の設置免除の適用単位は「居室」であり、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面している等）も、当該規定の要件に適合すれば免除対象となるものであること。

(イ) 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、当該居室以外の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものであること。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等は、当該居室以外の部分には当たらないこと。

(ロ) 高輝度蓄光式誘導標識の設置に必要な照度等は14、(1)によるほか、規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において、高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15メートル以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには次によること。

- a 次式により値を算出して、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の長さを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離〔メートル〕

h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法〔メートル〕

- b 20分間経過した後の表示面が、300ミリカンデラ毎平方メートル以上の輝度となる照度を確保すること。

イ 高輝度蓄光式誘導標識の設置例は、別紙2を参照すること。

(3) 規則第28条の3第4項第10号に関する事項

ア 高輝度蓄光式誘導標識の設置に必要な照度等

告示第4における、規則第28条の3第4項第10号の規定により、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合の「性能を維持するための照度」は、次によること。

設置場所における、告示第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」は、停電等により通常の照明が消灯してから60分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表面において、75ミリカンデラ毎平方メートル以上の輝度となる照度であること。

イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識の細則については、14、(1)イによること。

ウ 光を発する帯状の標示等を用いた同等の避難安全性を有する誘導表示については、14、(1)ウによること。

エ 規則第28条の3第4項第10号における高輝度蓄光式誘導標識の設置例は、別紙3を参照すること。

(4) 留意事項等

ア 高輝度蓄光式誘導標識は認定品を設置指導すること。ただし、告示基準を満たす場合はこの限りでない。

イ 規則第28条の3第4項第3号の2の規定において、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

ウ 高輝度蓄光式誘導標識は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に定める消防用設備等に該当することから、法第17条の3の2及び法第17条の3の3の規定が適用されるものであること。なお、規則第31条の3に基づく届出書には、輝度を確保しているか否かを確認するため、蓄光式誘導標識の試験データ（別紙4）を添付させること。

エ 高輝度蓄光式誘導標識の設置時に必要な照度等に関して、関係者が提出する高輝度蓄光式誘導標識の試験データ（別紙4）により、設置箇所の照度を計測して、2

0分後の輝度（14, (1), ア及び 14, (1), ウにおける輝度）が判別できる場合は、輝度測定を省略することができること。

別表

高輝度蓄光式誘導標識の耐摩耗性、耐水性の試験方法及び判定基準

試験項目	試験方法	判定基準
耐摩耗性	<p>1 床用の試験は、JIS A 1451（試験材料及び建築構成部分の磨耗試験方法）の規定による回転円盤式の試験を1, 000回転行う。</p> <p>2 1 m未満の壁用の試験は、JIS H 8682-1（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜の耐摩耗性試験方法第1部：往復運動平面磨耗試験）によって研磨紙CC#320を用い、磨耗回数（ダブルストローク）を600回行う。</p>	<p>試験後の試料の表示面のシンボル、文字が判別でき、かつ、この試験後に輝度の性能を満たすこと。</p>
耐水性	<p>試験体を20±5℃の水中に24時間浸した後取り出し、室内に1時間放置する。</p>	<p>試験後の試料の表示面のシンボル、文字が判別でき、かつ、この試験後に輝度の性能を満たすこと。</p>

※財団法人日本消防設備安全センター認定基準抜粋

個室型店舗(2)項二 誘導灯・高輝度蓄光式誘導標識の設置例

図1 規則第28条の3第4項3号の2により誘導灯を設置した場合

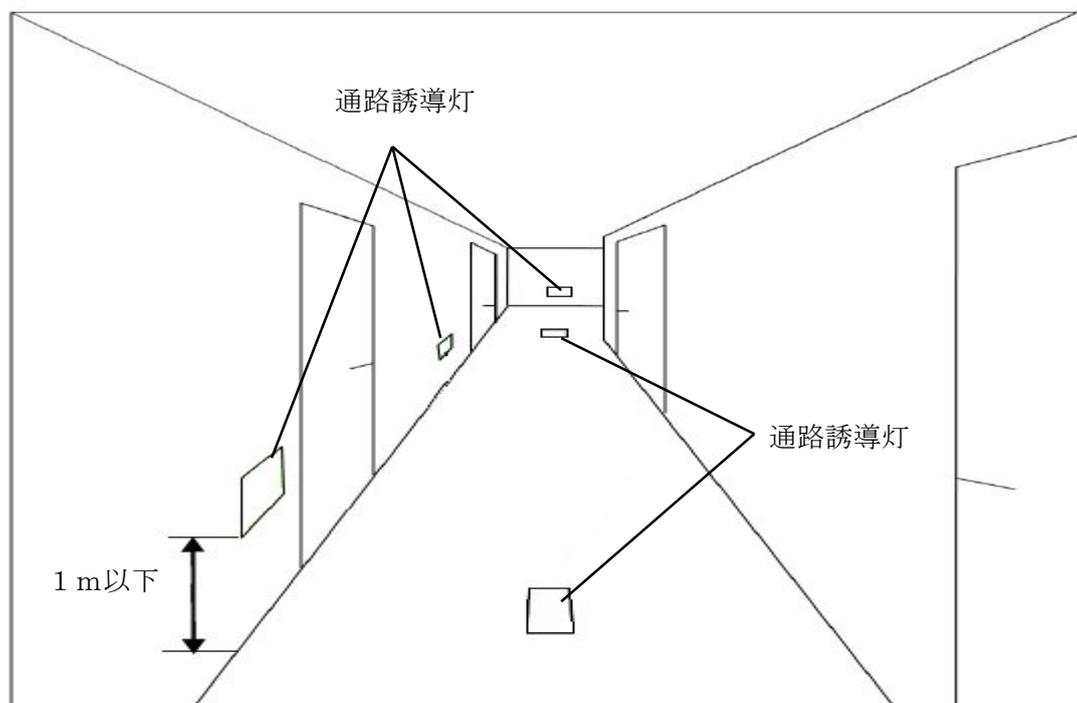


図2 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入り口に面していて、通路誘導灯の設置高さが1 mを超える場合に、高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合（床面に設置する場合も同様）

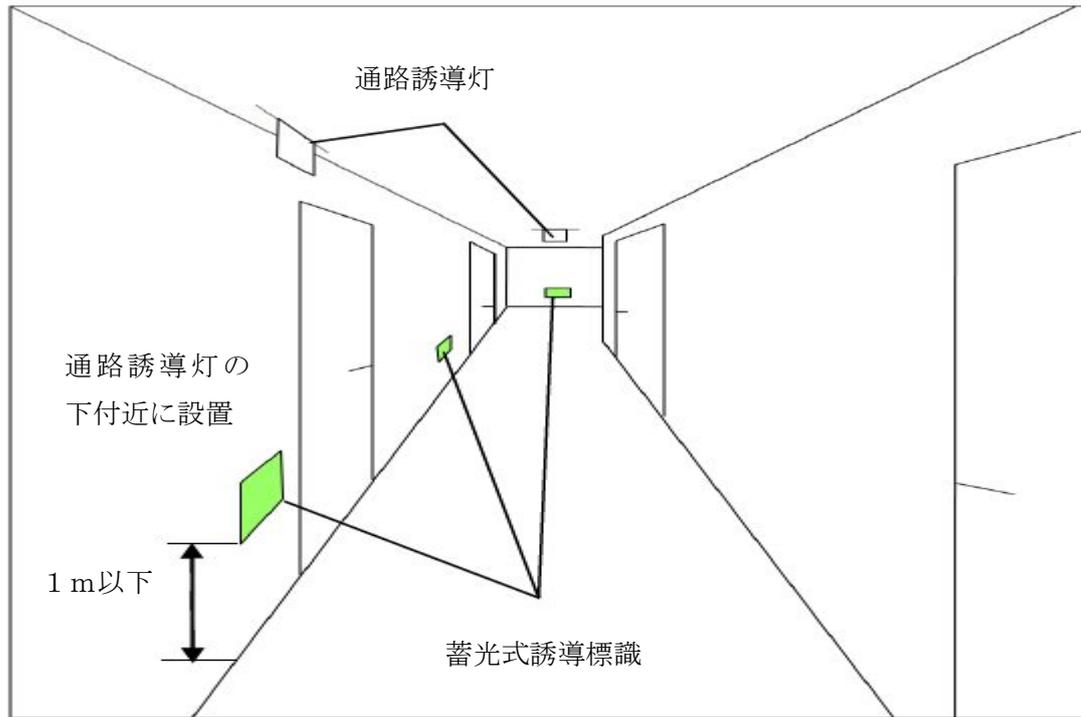


図3 通路誘導灯に補完して床面又はその直近に蓄光式誘導標識又は光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導標示

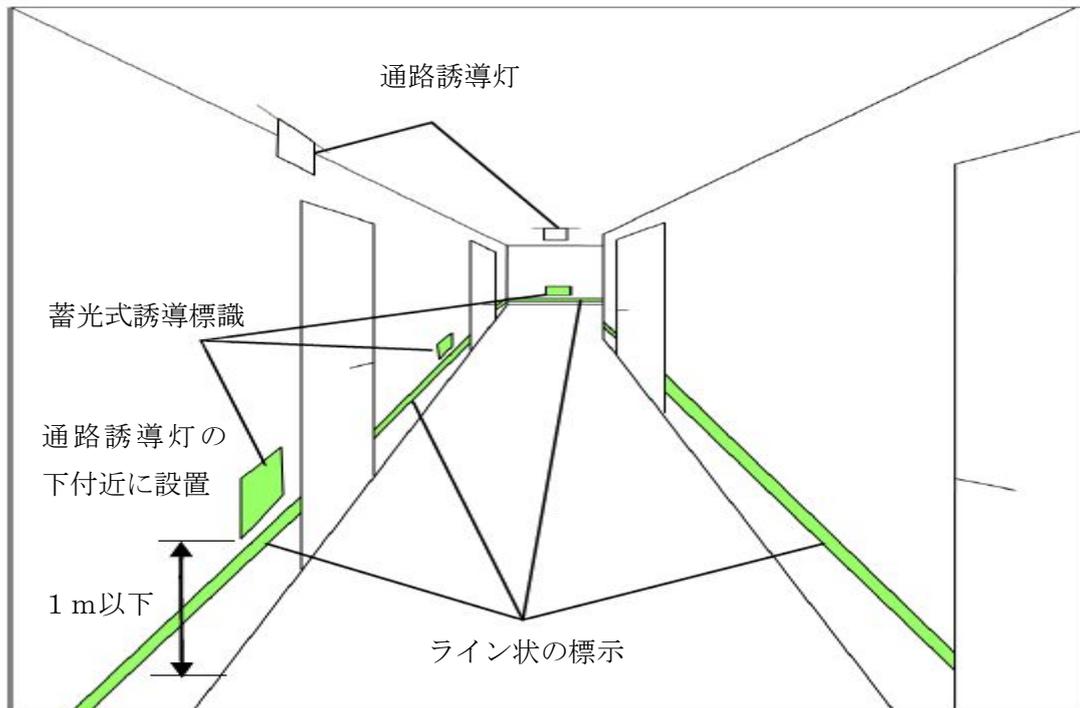
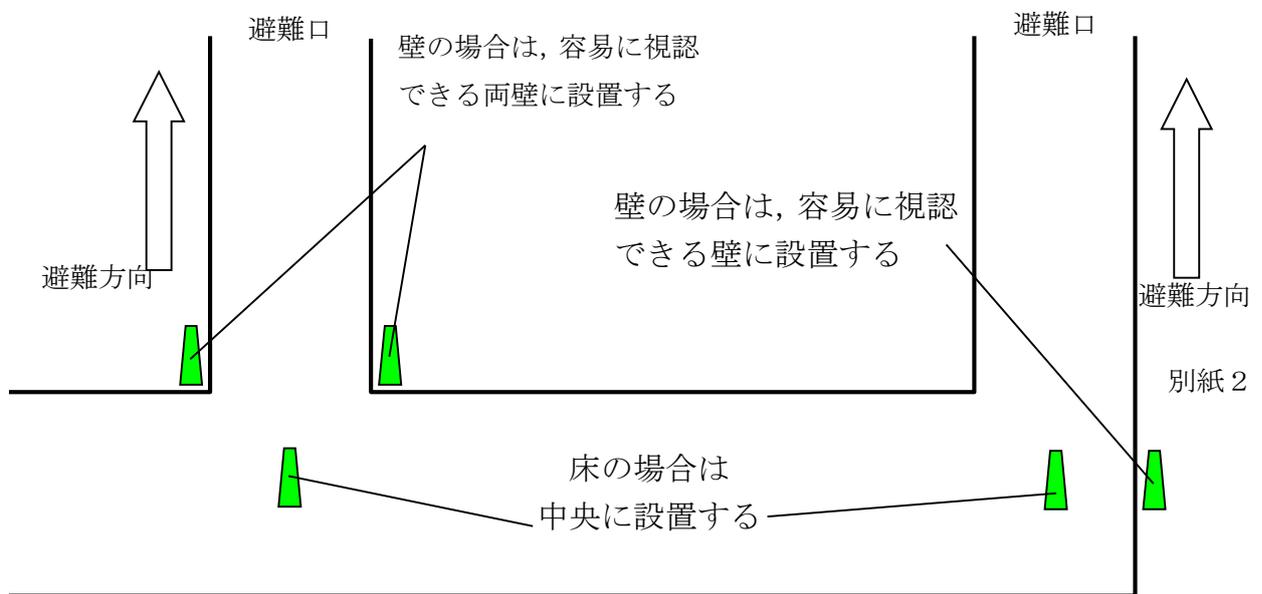


図4 T字路（又は十字路）、曲り角に、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



規則第28条の2第1項第3号ハで定める高輝度蓄光式誘導標識の設置例

※ 小規模な路面店等（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

図1 単独建屋の場合

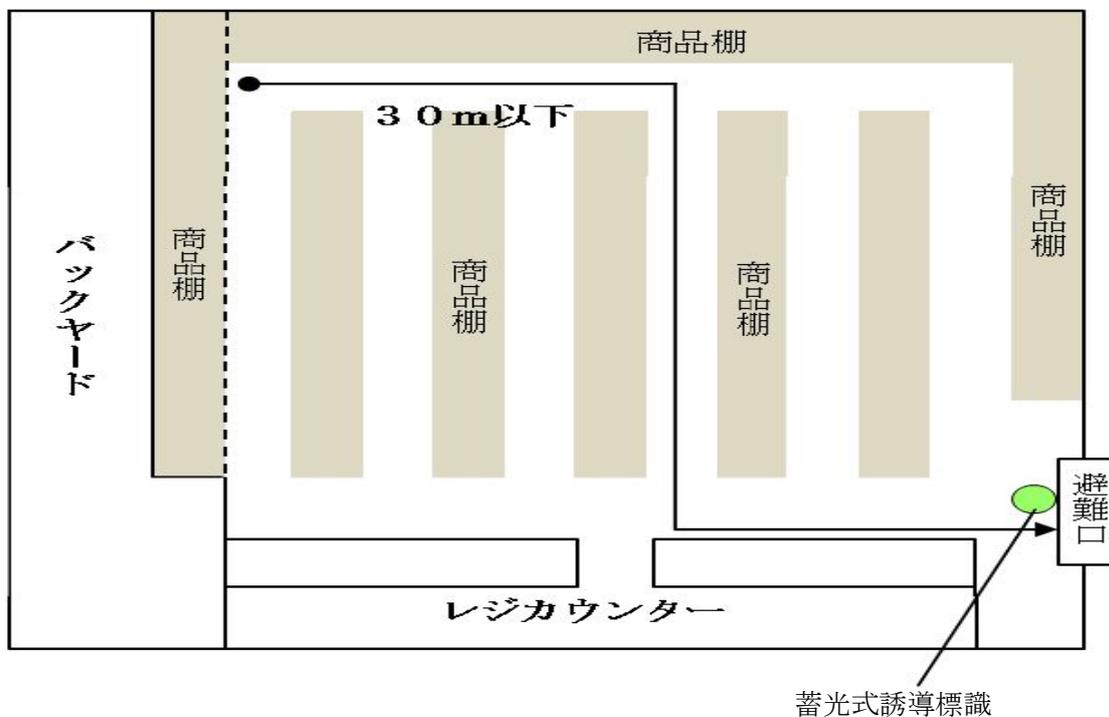


図2 防火対象物の一部に当該居室が存する場合



規則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号で定める光を発する帯状の標示の設置例

※ 大規模・高層の防火対象物等（停電時の長時間避難に対応した誘導標示関係）

図 1 階段等のライン状の標示

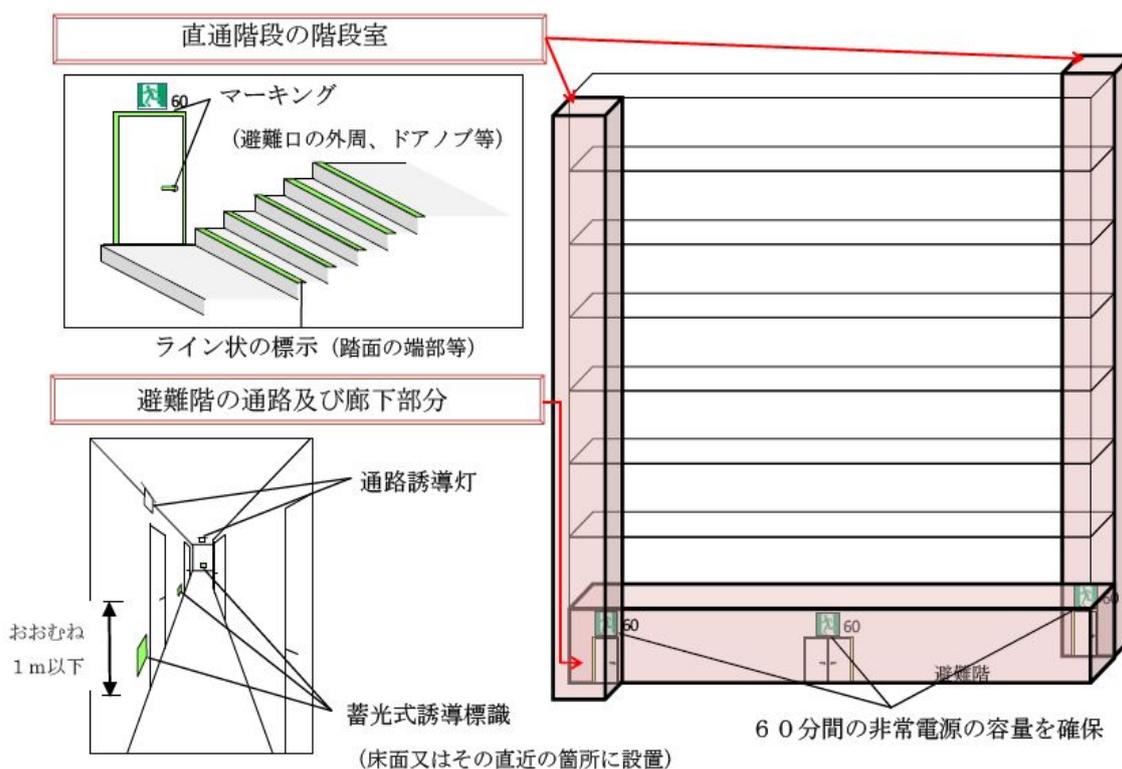
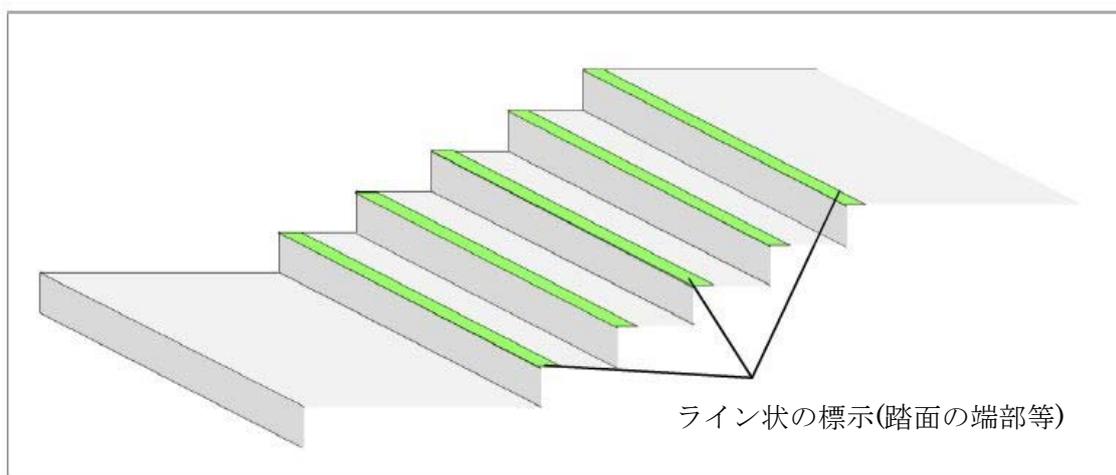
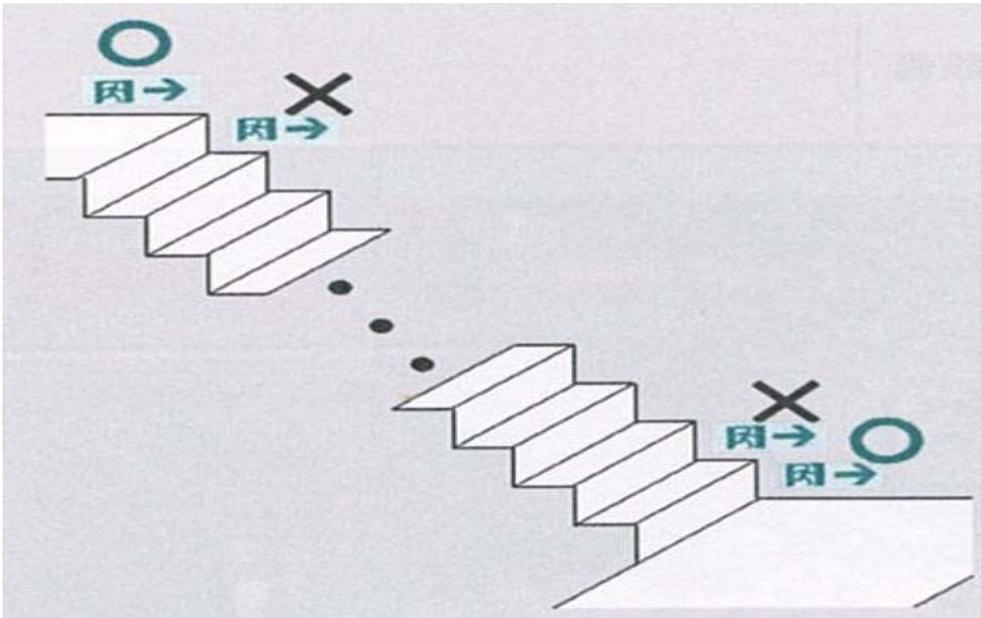


図 2 階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合



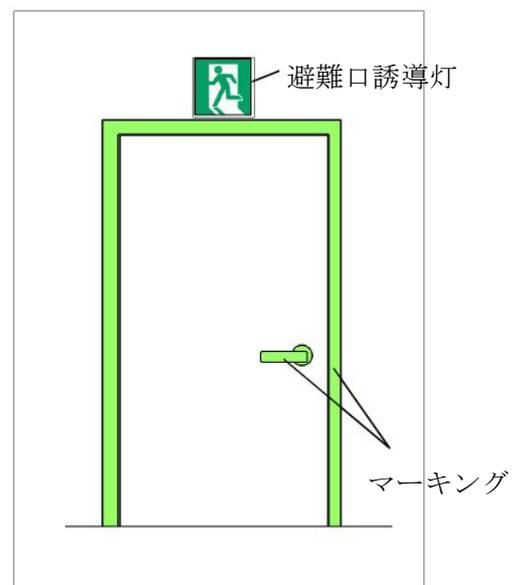
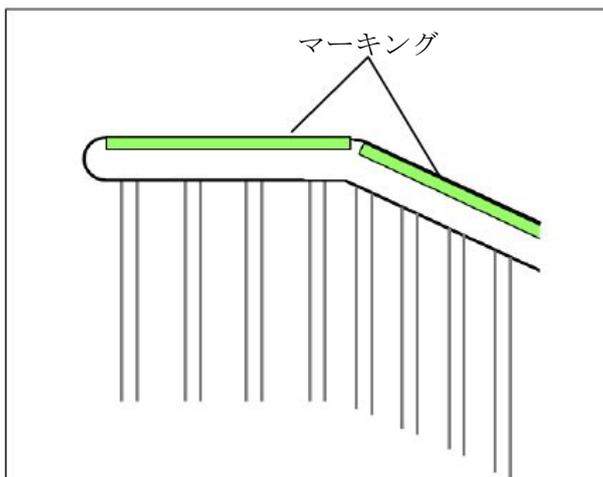
階段への設置例



階段のシンボルを用いた階段始点用の標示例



避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示例



蓄光式誘導標識の試験データ

蓄光式誘導標識の名称・型式等		
光源となる照明器具の種類		蛍光灯・白熱電球・LED・その他 ()
照明器具の型式等		
測定機器の 名称・型式 等	測定機器	
	紫外線強度計	
	輝度計	

照度 (lx)	紫外線強度 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)	20分後の輝度 (mcd/m^2)	60分後の輝度 (mcd/m^2)
15	○. ○	○. ○	○. ○
25	○. ○	○. ○	○. ○
50	○. ○	○. ○	○. ○
100	○. ○	○. ○	○. ○
200	○. ○	○. ○	○. ○
300	○. ○	○. ○	○. ○
400	○. ○	○. ○	○. ○
500	○. ○	○. ○	○. ○
600	○. ○	○. ○	○. ○
700	○. ○	○. ○	○. ○
800	○. ○	○. ○	○. ○
900	○. ○	○. ○	○. ○
1000	○. ○	○. ○	○. ○

- ※1 「照度」, 「紫外線強度」及び「輝度」は, 照度計 (JIS C 1609-1の適合品等), 紫外線強度計 (おおむね波長360nm~480nmの範囲を測定できるもの), 輝度計 (色彩輝度計等) を用いて測定した結果を記載。
- ※2 「20分後の輝度」欄には, 蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し, その後20分間経過した後における測定値を記載 (規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては, 「60分後の輝度」として, 照明器具により20分間照射し, その後60分間経過した後における測定値を記載)。
- ※3 当該試験データを設置届に添付し, 試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して, 蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。

- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあつては、当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：〇〇lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。

参考例

蓄光式誘導標識の試験データ

蓄光式誘導標識の名称・型式等	「アルファ・フラッシュ」 認定番号 HP012号	
光源となる照明器具の種類	蓄光灯・白熱電球・LED・その他（ ）	
照明器具の型式等	白色蓄光灯	
測定機器の名称・型式等	測定機器	コニカミノルタ製 LS100
	紫外線強度計	LUTRON ELECTRONIC ENTERPRISE製 UV-340A
	輝度計	MOTHER TOOL製 LX-100

照度 (lx)	紫外線強度 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)	20分後の輝度 (mcd/m^2)	60分後の輝度 (mcd/m^2)
17	0.0	50.0	18.0
27	0.0	72.0	25.0
54	1.0	104.0	32.0
108	2.0	138.0	42.0
220	5.0	155.0	47.0
330	10.0	156.0	48.0
440	13.0	158.0	48.0
540	17.0	158.0	49.0
650	20.0	159.0	49.0
760	23.0	160.0	50.0
870	27.0	161.0	50.0
970	30.0	161.0	50.0
1080	32.0	162.0	50.0

- ※1 「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（JIS C1609-1の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長360nm～480nmの範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。

- ※2 「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載（規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載）。
- ※3 当該試験データを設置届に添付し、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。
- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い「照度」、「輝度」等が初期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。